

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、架空の事例である。

Y市にあるA保育園は、かつては長年の伝統と由緒を誇るお寺によって仏教の教義に基づいた保育が営まれていたが、その後、お寺が廃寺になったのに伴い、その他の経緯は不明であるが敷地が市に譲渡され、現在はY市の公立保育園として運営されている。かつての名残で、敷地内には祠と集会場がある。

A保育園は、他の公立保育園と同様の教育内容になっているが、ある時からA保育園に子どもを通わせる父母の有志（以下、父母会）によって、かつてのお寺が運営していた時代の保育園ではどのような教育をしていたのかという勉強会がなされるようになった。その際、資料などが保存されているという理由で、敷地内の集会場を利用することになった。

この父母会による勉強会の規模はだんだんと大きくなっていった。現役のA保育園父母だけでなく、OB・OGも参加するようになっていった。そして、この父母会により、年に数回、子ども達とともにイベントをするようになった。そのイベントは、餅つきや芋ほり、川遊びなど一般的なものから、かつてお寺が運営していた保育園時代のイベントである精霊まつりや涅槃会（釈迦の遺徳追慕と報恩のための法要）を近隣の同宗派の住職を招いて行っていた。市民の中には、A保育園はY市の公立保育園ではなく、どこかのお寺が運営していると勘違いする人も多くいるほど、その活動は本格的なものであった。

その後、数十年が経ち、A保育園は現在も公立保育園でありながら、父母会のイベントが熱心に開催されていることから、お寺時代の運営と変わらない状態がすっかり定着している。今では、園内の祠も父母会によって立派に整備され、保育園に子どもを送ったりお迎えする前後に、祠にお参りする父母の姿が見られる。

そんな中、B市からY市に引っ越してきたXは、子どもをA保育園に通わせようとしたところ、この状態を目にして驚き、おかしいのではないかと考えるようになった。Xと同様にこのことをおかしいと考える住民達も一定数いたため、その仲間とともに、地方自治法 242 条第 1 項にもとづく監査請求を行うことにした。しかし、請求は理由がないとの監査結果通知を受けてしまった。そこで、Xらは、改めて、上記のように市有地内の祠や集会場を父母会に無償貸与していること等の憲法違反を主張して、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号にもとづき、Y市長を被告として上記の事実の違法確認を求める訴訟を提起した。

問 Xらはどのような憲法上の主張を行うだろうか。反論を想定しながら論じよ。なお、保育園での教育については論じなくてよい。

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読んで、後記〔設問〕について、答えなさい。

【事例】

- 1 甲男（30歳、身長180センチメートル、体重78 kilogramsの筋肉質の体型）は、某ルートから資産のある高齢者宅に関する名簿を入手したことから、高齢者を標的に金品を奪う計画を立てた。具体的には、ガス会社の作業員による設備点検を装って住居に立ち入った後、居住者を脅迫するなどして金品の在りかを聞き出し、これを奪い取るというものである。甲は、70歳のA男（160センチメートル、58 kilogramsのやせ形の体型）が一人暮らしをしている住居（以下、「A宅」という。）を標的にすることにした。
- 2 某日、甲は、ガス会社のX社（以下、「Xガス」という。）の作業員を装い、A宅のインターホン越しに、「Xガスの者ですが、ガス設備の点検です。ご協力のほどお願いいたします。」などと申し入れたところ、それを信用したAが玄関の鍵を開けたことから、A宅に立ち入った。その後、甲は、ガス器具を点検する素振りをしていたが、頃合いを見て、Aの側に近づき、その喉元を右手で掴み、「金はどこにある。」と語気鋭く申し向けた。Aは驚愕して居間に置いてあった財布を指し示し、「財布の中に5万円がありますから、助けてください。」などと懇願した。甲は、財布から5万円を抜き取り、ポケットに収めつつ、「もっと持っているだろ、嘘をつくとただじゃ置かないぞ。」などと語気鋭く申し向け、Aを居間のソファの上に倒して、後ろ手にした手首と足首をガムテープでぐるぐる巻きにし、身動きが取れない状態にした。甲は、Aが「本当です、嘘じゃありません。」と繰り返すことから埒があかないと思い、「ガムテープはやめてください。」とAが訴えるのにも耳を貸さずに、Aの口元もガムテープでぐるぐる巻きにした。ただ、呼吸ができるように、鼻の部分だけはガムテープを貼らなかった。その上で、甲は、室内を物色したものの、めぼしい金品が見当たらないため、Aの足首に巻き付けたガムテープに少し切れ目を入れ、「命までは取らない。切れ目を入れておいたから、あとで自力で外しな。」と言い残して立ち去った。Aは、一応呼吸はできたものの、しばらくして、ガムテープの素材が原因でアレルギー症状が現れ、さらに、喉の粘膜が腫れて呼吸困難の症状を引き起こし、結局、窒息死してしまった。なお、Aが特殊なアレルギー体質であることについて、甲は認識しておらず、一般人も認識し得なかったものとする。

〔設問〕

上記【事例】の甲の罪責について、以下の①及び②の双方に言及した上で、自らの見解を示しなさい（罪数処理も含む。自らの見解は、①、②の立場に限られない。）。なお、逮捕・監禁罪、特別法違反の点は除く。

- ① 甲には、A宅に立ち入ったこと、Aの5万円を奪い、Aを死亡させたことについて、犯罪が成立するとの立場からは、どのような主張と理由付けが考えられるか。
- ② 甲には、Aの5万円を奪ったことについてのみ犯罪が成立するとの立場からは、どのような主張と理由付けが考えられるか。

以 上